

特定施設入居者生活介護について

2011年5月30日介護給付費分科会
一般社団法人 全国特定施設事業者協議会
事務局長 長田 洋

一般社団法人 全国特定施設事業者協議会の概要

■目的

- 事業者の相互連携による、行政当局その他関係機関との連絡調整
- サービスの質的向上・事業運営適正化のための調査研究・研修の実施
→「介護保険制度の下での特定施設事業の健全な発展に寄与」

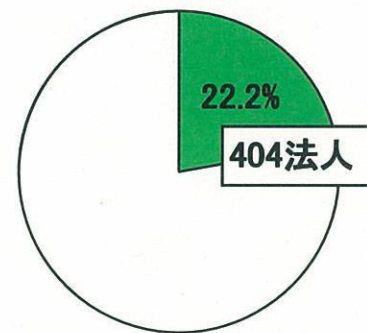
■会員数

正会員 404法人
賛助会員 42

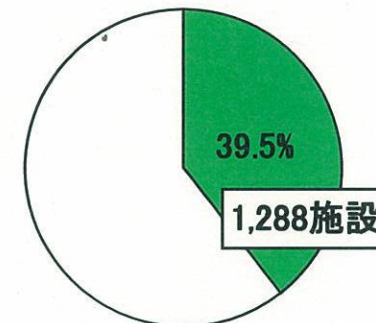
■会員施設数

正会員 1,288施設
有料老人ホーム 1,226施設
ケアハウス 49施設
高専賃 13施設

※養護老人ホームは含まず
※平成23年3月31日現在



全特定施設事業者数
(1,821法人)



全特定施設数
(3,262施設)

■任意団体設立 平成13年6月29日「特定施設事業者連絡協議会」設立

■一般社団法人化 平成23年4月1日「一般社団法人 全国特定施設事業者協議会」に改編

■活動内容

「特定施設経営概況・処遇状況等調査」等の特定施設に係る調査研究の実施
法令遵守の事業者支援
介護従事者定着率向上事業(平成21年度～:雇用管理・キャリアアップモデルの作成普及等)
定例研究会(年2～3回)、特定施設専門研修(全国各地において全8回(平成22年度))の開催
地域における事業者同士の情報交換会 等

特定施設入居者生活介護の性格

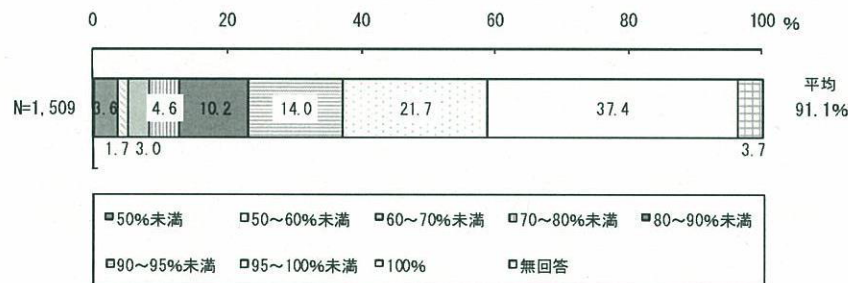
特定施設入居者生活介護は、「早めの住み替え」や「要介護になってからの住み替え」などの多様なニーズに対し、「介護を受けながら住み続けられる新しい住まい」として普及してきました。

有料老人ホーム、高専賃、ケアハウスといった住まいの入居者に対し、介護職員を24時間配置しケアプランに基づく介護や随時の介護を提供するとともに、看護職員、機能訓練指導員等と連携した包括的・複合型サービスを提供しています。

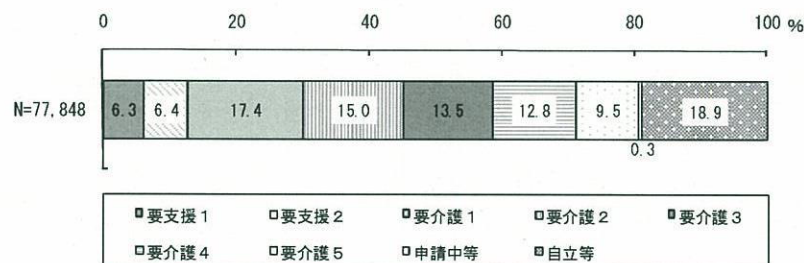
サービス産業活動環境整備調査事業（経済産業省 委託調査）

地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する調査研究報告書（平成23年株式会社野村総合研究所）

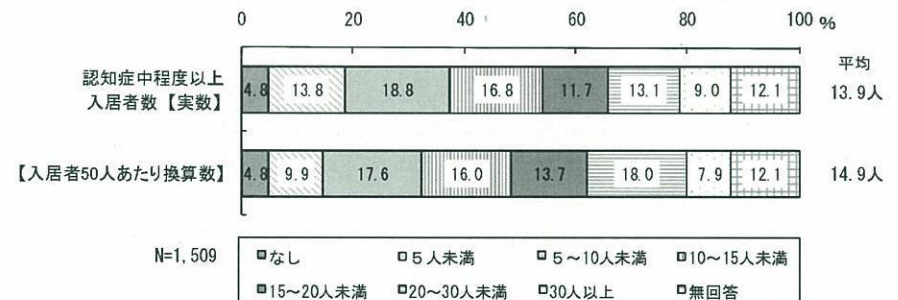
図表 入居居室率（入居居室数÷居室数）



図表 要介護度別入居者割合



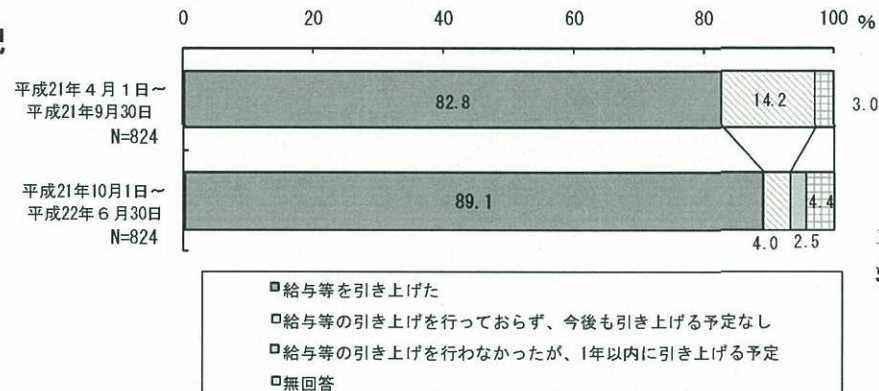
図表 認知症の程度が中程度以上(Ⅲ以上)の入居者数



平成21年度介護報酬改定と介護職員処遇改善交付金の効果

平成21年度介護報酬改定および介護職員処遇改善交付金を受けて、介護職員等の処遇改善を図った結果、着実に離職率は改善しています。

■ 給与等の引き上げ状況



平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書（2010年12月）

■ 離職率の変化

	介護労働実態調査 ((財)介護労働安定センター)				平成22年特定施設経営概況・ 処遇状況等調査(特定協)	
	平成20年9月30日		平成21年9月30日		平成22年6月30日	
	回答 事業所数	離職率 (%)	回答 事業所数	離職率 (%)	回答 事業所数	離職率 (%)
全体	N=4,380	18.7	N=5,413	17.0		
特定施設入居者 生活介護	N=171	32.5	N=271	29.0	N=824	26.4

平成21年4月
介護報酬改定の影響

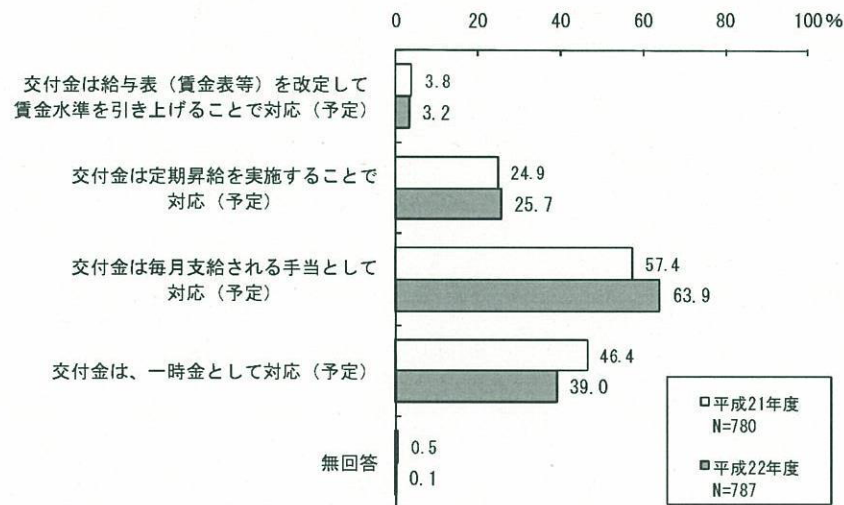
平成21年10月
処遇改善交付金の影響

介護職員処遇改善交付金分の介護報酬の増額をお願いします

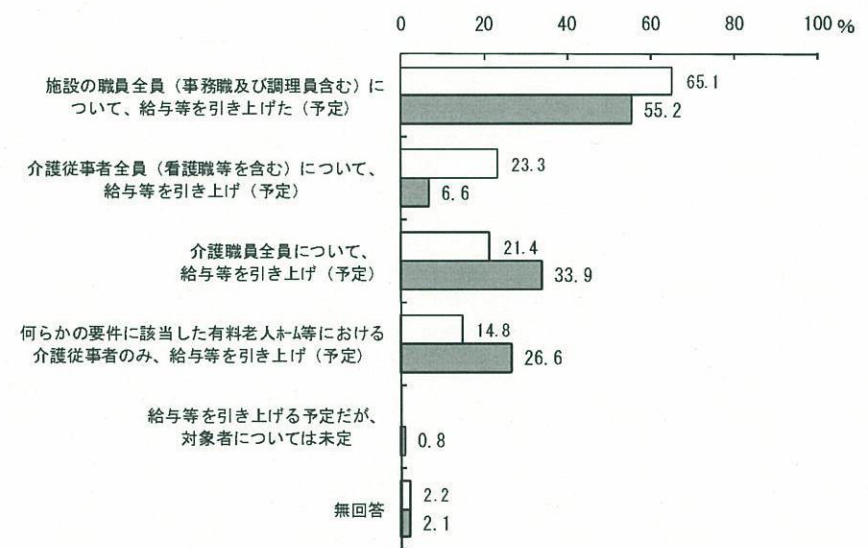
仮に介護職員処遇改善交付金を廃止した場合には、介護職員等の賃金水準の引き下げが懸念されます。
介護職員処遇改善交付金に見合うだけの介護報酬の増額を、何卒よろしくお願いいたします。

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書（2010年12月・特定協）

■ 処遇改善交付金の対応状況（複数回答）



■ 給与等の引き上げ対象者（複数回答）



□ 平成21年4月1日～平成21年9月30日
N=682

■ 平成21年10月1日～平成22年6月30日
N=755

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

都市部の介護従事者不足が深刻であることから、特に都市部の介護報酬の増額が必要です。

地域区分単価の引き上げをぜひお願いいたします。

特に地域区分単価の設定方法における人件費比率の算定方法を、「事業所総収入に占める該当職員の人件費」ではなく、「介護収入に占める該当職員人件費」に見直していただきたいと考えます。

2009年3月までの
特定施設入居者生活介護の
地域区分単価設定上の人件費比率
「60%」

2009年4月介護報酬改定において、
地域区分単価設定上の人件費比率を
「事業所総収入に占める該当職員の
人件費」として設定

2009年4月～
特定施設入居者生活介護の
地域区分単価設定上の人件費比率
「45%」

⇒ 都市部の介護報酬の実質的な引き下げ

<介護報酬1単位当たりの単価の見直しの全体像と見直し後の単価>

<現行>

		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		12%	10%	6%	3%	0%
人件費	60%	10.72 円	10.60 円	10.36 円	10.18 円	10 円
割合	40%	10.48 円	10.40 円	10.24 円	10.12 円	10 円

<見直し後>

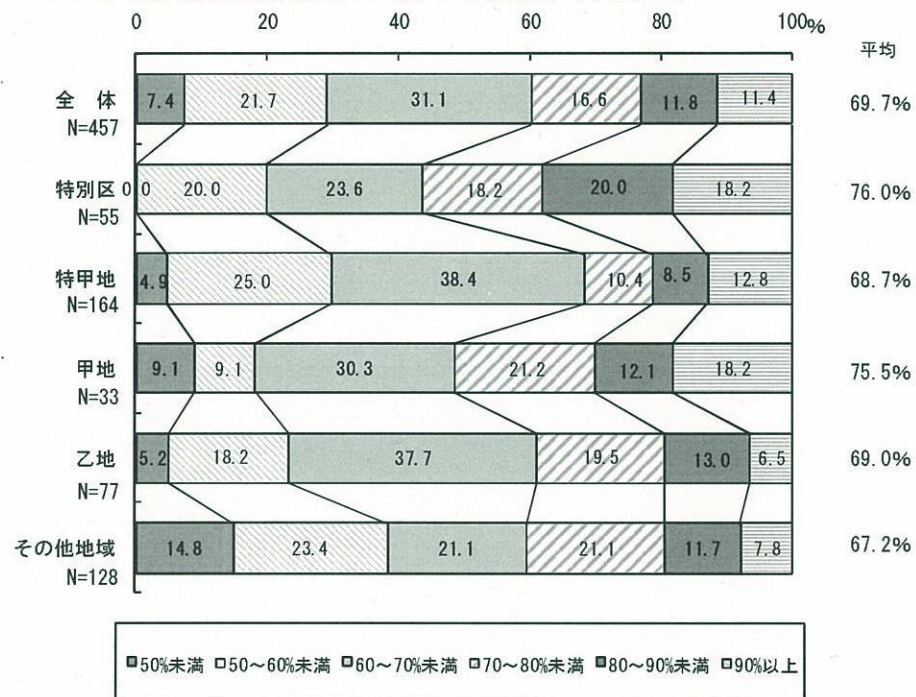
		特別区	特甲地	甲地	乙地	その他
上乗せ割合		15%	10%	6%	5%	0%
人件費	70%	11.05 円	10.70 円	10.42 円	10.35 円	10 円
割合	55%	10.83 円	10.55 円	10.33 円	10.28 円	10 円
	45%	10.68 円	10.45 円	10.27 円	10.23 円	10 円

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

特定施設入居者生活介護における介護収入に占める直接人件費比率は、平均69.7%となっており、2009年に設定された「45%」は、現実とかけ離れた数値となっています。

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書（2010年12月）

■ 地域区分別介護収入に占める直接人件費比率



※「介護収入に占める直接人件費比率」
 = 直接人件費 ÷ 介護収入 × 100より算出。

※「直接人件費」は、看護師、准看護師、計画作成担当者、介護福祉士の資格を有する介護職員、介護福祉士以外の介護職員、機能訓練指導員、生活相談員の各職種における給料・賞与等の金額の合計額より算出。

※「介護収入」
 以下の収入の合計額より算出。
 ① 介護一時金による収入（初期償却＋月次償却）
 ② 介護保険給付による収入
 ③ 介護職員処遇改善交付金
 ④ 介護保険以外の介護費用収入（上乗せ分）

特定施設における医療ニーズや看取りへの対応について

特定施設に入居される方のうち、約3割は医療機関から入居されています。

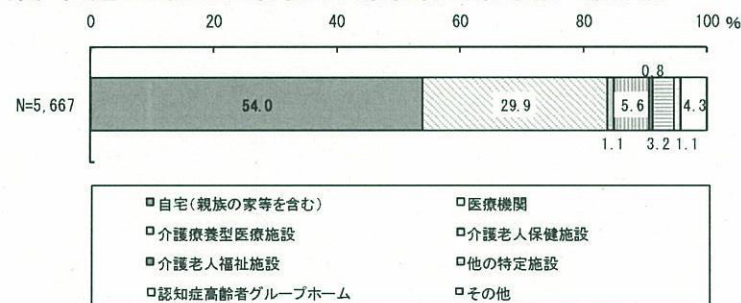
しかし、24時間看護職員を配置している特定施設は、13.2%に留まっています。

退去される方の5割が死亡による契約終了であり、そのうちの1/3が居室でのご逝去となっています。

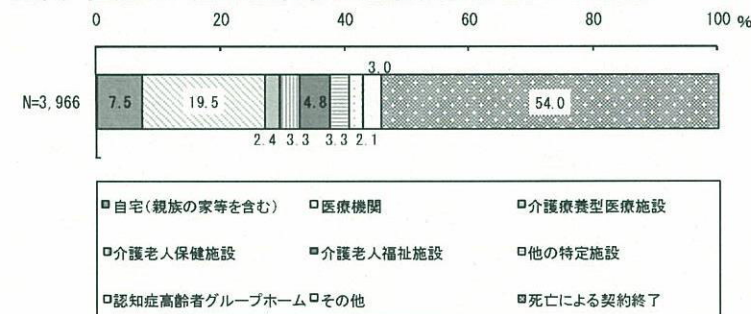
サービス産業活動環境整備調査事業（経済産業省 委託調査）

地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する調査研究報告書（平成23年株式会社野村総合研究所）

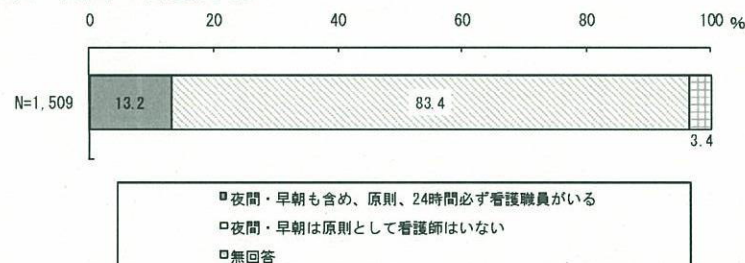
図表 直近3か月の入居者の入居直前の居場所 合計数



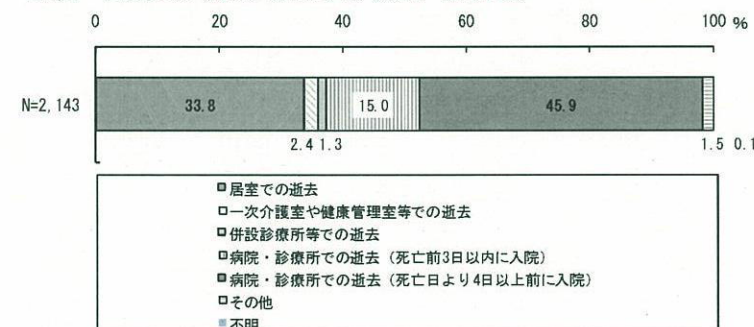
図表 直近3か月の退居者の退居後の行き先 合計数



図表 夜間の看護体制



図表 直近3か月の看取りの状況 合計数



特定施設における医療ニーズや看取りへの対応について

特定施設における医療ニーズの高まりや看取りへの対応を踏まえ、

- ①すべての特定施設において看護体制を充実させるため、夜間看護体制加算の増額をお願い申し上げます。
特に夜勤の看護職員を配置する場合の加算の増額をお願い申し上げます。
- ②すべての特定施設において夜勤の看護職員を配置する等の体制整備は困難であることから、
特に重度の入居者に対し、特定施設入居者生活介護の介護報酬を超えて在宅の区分支給限度額まで訪問看護事業所による訪問看護等が使えるようにしていただきたいと考えます。

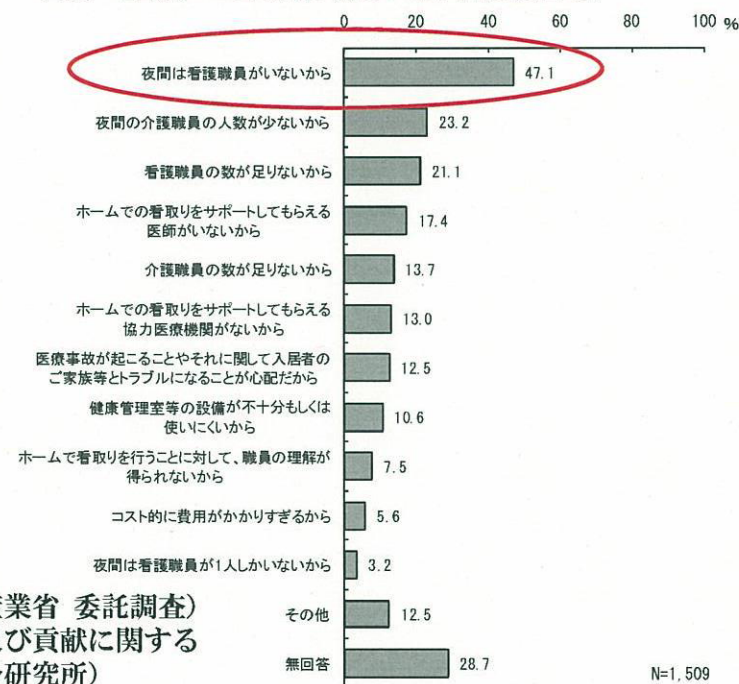
イメージ(案)	(単位)	要介護3	要介護4	要介護5
特定施設入居者生活介護(1日)		711	780	851
特定施設入居者生活介護(30日)		21,330	23,400	25,530
区分支給限度基準額		26,750	30,600	35,830
訪問看護等の利用可能単位(案)		5,420	7,200	10,300

- ③「看取り」への取り組みを促進するため、
介護老人福祉施設と同様に、「看取り介護加算」の創設をお願い申し上げます。

また、診療報酬上の課題ですが、
在宅療養支援診療所・病院制度や
特定施設入居時等医学総合管理料の拡充を
お願い申し上げます。

サービス産業活動環境整備調査事業（経済産業省 委託調査）
地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する
調査研究報告書（平成23年株式会社野村総合研究所）

図表 看取りへの対応が難しい理由（複数回答）

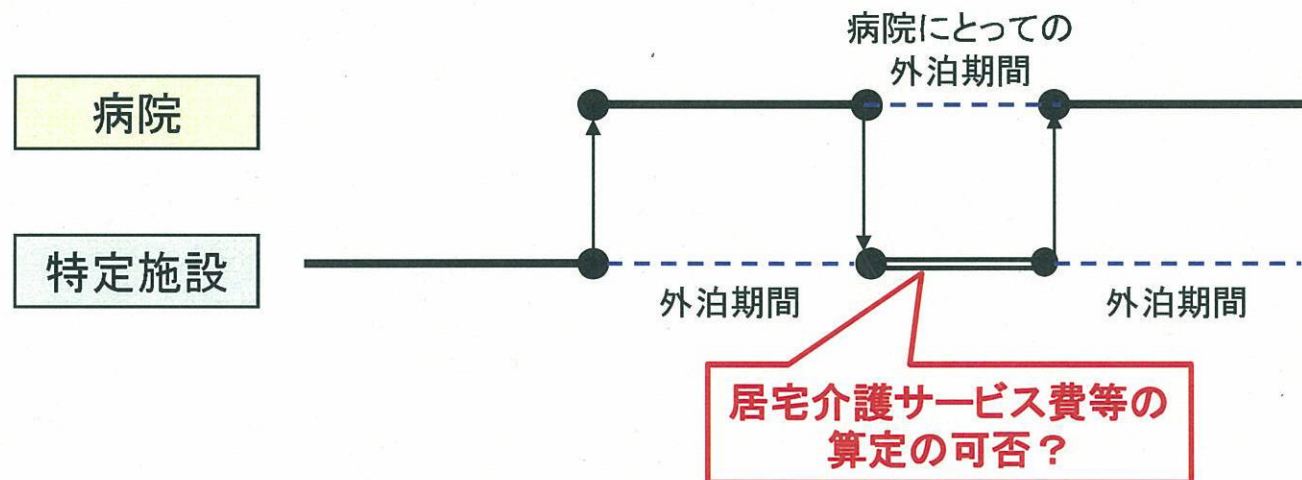


入院先から特定施設への一時帰宅時の特定施設報酬について

特定施設入居者の入院中に、退院の可否を探ったり、年末年始等を特定施設に帰宅してお過ごしされる場合の外泊時の特定施設の介護報酬の請求について、都道府県によって見解が分かれています。

仮に特定施設の介護報酬の請求が認められないとなると、入居者は介護報酬の10割を負担するか、外泊をあきらめなければなりません。

そもそも介護保険は医療保険に優先する原則であり、退院促進や入居者らしい生活を送っていただくために、入院先からの外泊は促進すべきと考えますので、居宅介護サービス費等の算定を認める方向で整理していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



特定施設入居者生活介護の短期利用・在宅との往復について

20%以上の特定施設において、空室を活用した保険外・自費負担によるショートステイサービスを実施しています。

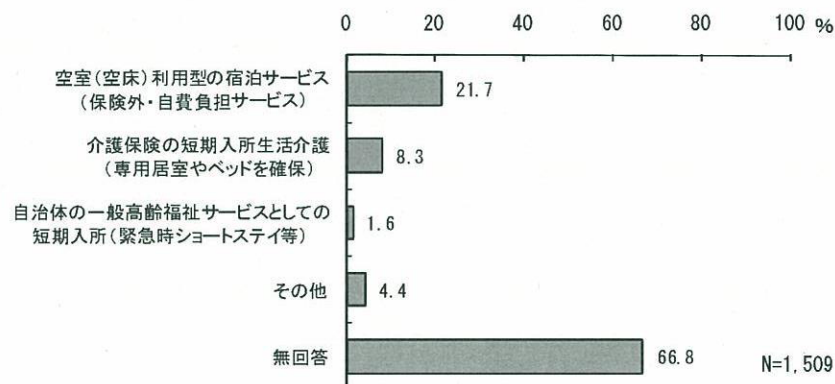
また、自治体の一般高齢福祉サービスとしての短期入所(緊急時ショートステイ等)を実施している事業所もあります。

都市部を中心に短期入所生活介護事業所が不足している中、地域包括ケアシステムの実現のため、特定施設という地域資源を活用する観点から、期間を区切って特定施設に入居される場合も、特定施設入居者生活介護が算定できるようにしていただきたいと考えます。

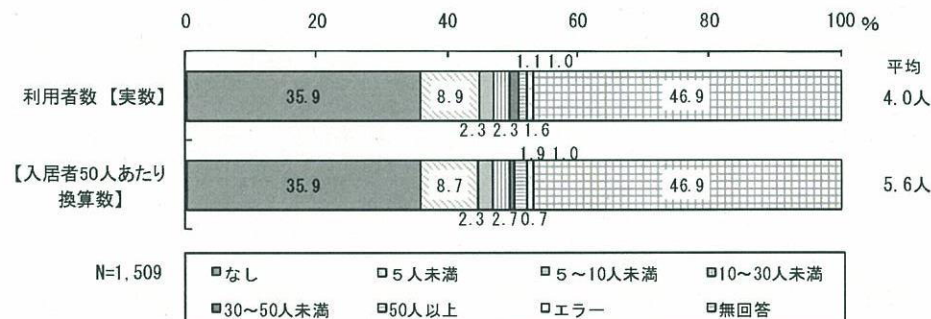
サービス産業活動環境整備調査事業(経済産業省 委託調査)

地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する調査研究報告書(平成23年株式会社野村総合研究所)

図表 短期入所・宿泊サービスへの取り組み状況



図表 短期入所・宿泊サービスへの利用状況 利用者数



災害時における特定施設入居者生活介護の定員超過について

東日本大震災の被災者を特定施設(介護付有料老人ホーム、ケアハウス等)において受け入れる事例がみられました。

特定施設に関しては、指定基準省令上は災害時に定員を超過してよいかが明らかではないため、他のサービスと同様に定員超過利用が可能であることを明らかにしていただきたいと考えます。

平成23年3月11日付け厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・高齢者支援課・振興課・老人保健課から
各都道府県介護保険主管部(局)あて事務連絡

「3月11日に東北地方を中心として発生した地震並びに津波により被災した要介護者等への対応について」

3. 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、通所介護及び通所リハビリテーションについては、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては柔軟な取扱を可能としますので対応をお願いいたします。また、特定施設入居者生活介護についても同様の取扱と致します。

【参考】特定協の震災対応

(1)被災地域の会員特定施設および非会員特定施設の安否確認・状況把握

各施設への電話、地元地方自治体からの聴取、支援スタッフの派遣により状況を把握
宮城県において、3施設が津波により浸水。うち1施設において入居者4名ご逝去。いずれも他施設等へ避難中。
福島県において、1施設が地震による建物の損壊により他施設に避難(5月半ばより一部復帰。)

(2)救援物資の提供

特定協会員・賛助会員から、調理済み冷凍食品、消毒用アルコール、米、カップ麺、乾麺、レトルト食品、おむつ、毛布等の提供を受け、
上記物資および特定協で購入した物資を、支援スタッフにより、茨城県、宮城県の会員および非会員の特定施設に直接配布。

(3)支援スタッフの派遣

- 被災地の特定施設に対して支援スタッフを派遣し、状況把握および物資の提供を実施。
- 4月6日から5月18日まで、1チーム4～5名の支援スタッフ(特定協会員からのボランティア。のべ40名)を1週間交代で、津波の被害を受けた3つの宮城県の特定施設(特定協非会員)の避難先等に継続的に派遣し、避難中の入居者のアクティビティ、散歩、心のケアや、津波の被害を受けた施設の片付け等を実施。

(4)被災高齢者の受け入れ施設の募集・公表

(財)高齢者専用賃貸住宅協会と(社)全国有料老人ホーム協会と協力し、被災地の援助が必要な高齢者の受け入れ先を募集し、公表。

(5)義援金の募集(募集中)

特定施設入居者生活介護について

介護給付費分科会事業者団体ヒアリング
一般社団法人 全国特定施設事業者協議会

追加提出資料

(第75回介護給付費分科会ヒアリングの当日、
口頭での説明のみに留まっていたデータを提出いたします。)

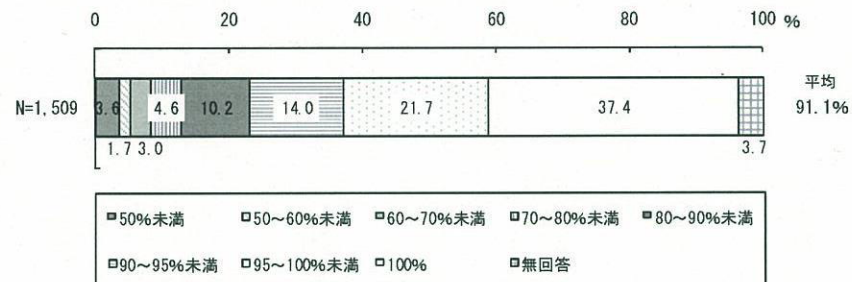
特定施設入居者生活介護の入居申込み者数

特定施設に入居を申し込んでいる方は、1施設平均15.2人もあります。

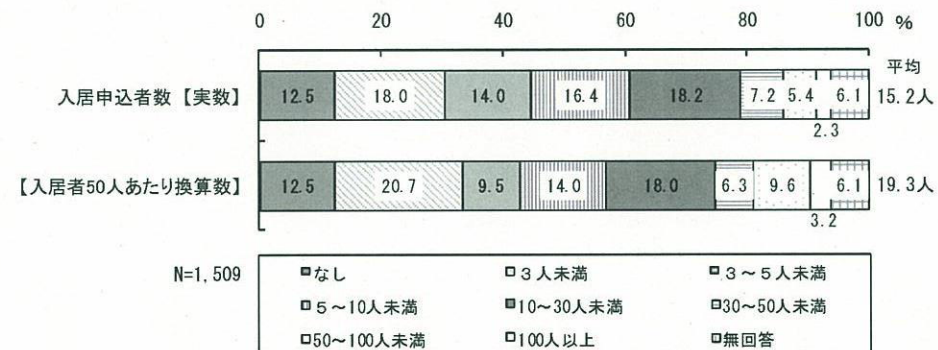
サービス産業活動環境整備調査事業（経済産業省 委託調査）

地域社会及び経済における特定施設の役割及び貢献に関する調査研究報告書（平成23年株式会社野村総合研究所）

図表 入居居室率（入居居室数÷居室数）【2011年5月31日提出済み資料】



図表 入居申込み者数【新規提出資料】

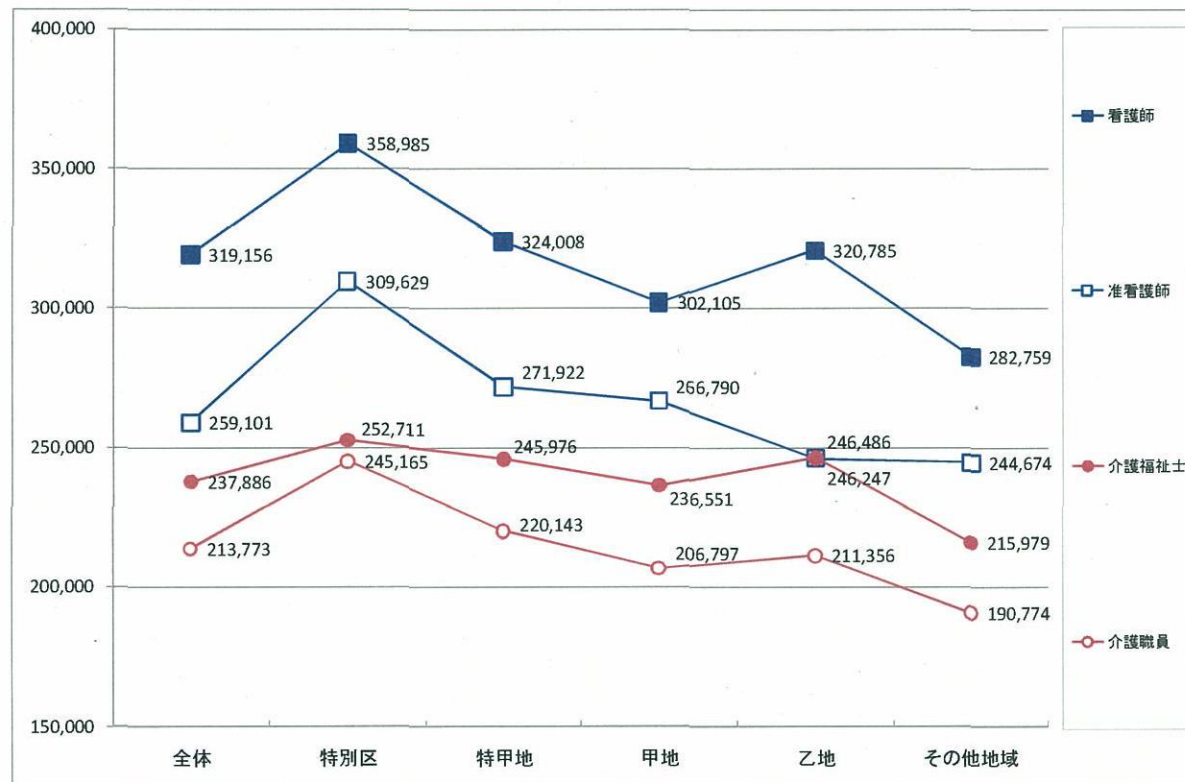


特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

都市部の介護職員の平均給料は、その他地域の1.2～1.3倍にもなります。

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書（2010年12月）

図表 地域区分別常勤職員の平均給料(月額) (単位:円)



※本調査では、本調査での有効回答のうち、他の項目も全て有効回答である対象のみ抽出した有効回答を用いて、月額給料比率(=給料・賞与等の金額(年度額)に占める月額給料の割合)を算出したうえで、当該比率を用いて平均給料(月額)を算出した。

【一人当たり給料・賞与等の金額(年度額)の平均値から平均給与(月額)への変換の算出方法】
 ・本調査での有効回答のうち、他の項目も全て有効回答である対象のみ抽出した有効回答を用いて、施設ごとに、(常勤・非常勤の給与・賞与等の合計額－賞与の合計額)÷(常勤・非常勤の給与・賞与等の合計額)で、月額給料比率(=給料・賞与等の金額(年度額)に占める月額給料の割合)を算出したうえで、その平均値を算出

・職種別勤務形態別の平均給料(月額)は、職種別勤務形態別の一人当たり給料・賞与等の金額(年度額)の平均値に、①で算出した月額給料比率を(89.8%)を乗じたうえで、12カ月で除算して算出

特定施設入居者生活介護の一単位の単価の地域格差

平成22年特定施設経営概況・処遇状況等調査報告書 (2010年12月)

図表 地域区分別非常勤職員の平均給料(月額) (単位:円)



※本調査では、本調査での有効回答のうち、他の項目も全て有効回答である対象のみ抽出した有効回答を用いて、月額給料比率(=給料・賞与等の金額(年度額)に占める月額給料の割合)を算出したうえで、当該比率を用いて平均給料(月額)を算出した。

【一人当たり給料・賞与等の金額(年度額)の平均値から平均給与(月額)への変換の算出方法】

・本調査での有効回答のうち、他の項目も全て有効回答である対象のみ抽出した有効回答を用いて、施設ごとに、(常勤・非常勤の給与・賞与等の合計額－賞与の合計額)÷(常勤・非常勤の給与・賞与等の合計額)で、月額給料比率(=給料・賞与等の金額(年度額)に占める月額給料の割合)を算出したうえで、その平均値を算出

・職種別勤務形態別の平均給料(月額)は、職種別勤務形態別の一人当たり給料・賞与等の金額(年度額)の平均値に、①で算出した月額給料比率を(89.8%)を乗じたうえで、12カ月で除算して算出